

2024(令和 6)年度
自己点検・評価報告書

2025(令和 7)年 10 月
学校法人日本社会事業大学

2025(令和 7)年 10 月

2024(令和 6)年度 自己点検・評価報告書について

学校法人日本社会事業大学
自己点検・評価検討委員会
委員長 横 山 彰
(日本社会事業大学学長)

本報告書は、日本社会事業大学学則第1条の2「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命の達成するため、教育研究活動、組織運営及び施設整備(中略)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」に基づき、2024(令和 6)年度における学生の受入、教育課程・学修成果、学生支援・学修環境の状況について全学的に自己点検・評価を実施し、作成し、公表するものである。

毎年度、本学が自己点検・評価報告書を作成し、公表することの意義は、本学における「内部質保証」を継続的に実施し、優れた成果を確りと確認しつつも、然るべき改善と対応措置を行うことで、本学の社会的使命をより良く果たすことにある。

したがって、本報告書に記載されている「1. 自己点検・評価の結果確認された事項」、とりわけ「優れた成果が認められた事項」と「改善を要する事項」について組織横断的に情報共有したうえで、「改善を要する事項」については、その改善・向上策に係る「2. 対応措置」を全学的に検討したうえで実施することが重要になる。

さらに、本報告書から、自己点検・評価の結果確認された事項の「①基準を満たしているか否か」の項目に「前年度報告書の『2. 対応措置』」に対する当該年度の対応状況を記載することで、PDCA サイクルに即した対応を明確にすることにした。

この自己点検・評価結果については、本委員会より理事長に報告し、理事長が本報告書の内容をホームページ等を通じて公表するとともに常務理事会にも報告し、毎年度の事業計画の策定や中期計画の見直し等に活用することによって、本学の教育、研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の質の保証を行うとともに絶えず改善・向上に取り組むことで、学則に定める本学の目的及び社会的使命の達成に資することを願う次第である。また、本報告書が、日本社会事業大学の取り組みについてご理解いただく一助となれば幸いである。

【 目 次 】

I 社会福祉学部		P 1
II 社会福祉学研究科		P16
III 福祉マネジメント研究科		P25
IV 施設設備等(共通)		P36
V 参考資料		P47

I 社会福祉学部

I 学生受入れに関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学部】

領域5 学生の受入に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準5-1】 学生受入方針が明確に定められていること ■ 当該基準を満たす 【基準5-2】 学生の受入が適切に実施されていること ■ 当該基準を満たす 【基準5-3】 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 2023(令和5)年度自己点検・評価報告書では、『対応措置』として、2025(令和7)年2月をもって廃止となる一般選抜試験後期日程に代わる選抜方法と、高等学校学習指導要領改訂による新教育課題に基づき実施される2025(令和7)年度の試験で旧課程履修者が受験において不利とならないための配慮についての検討の2点を挙げていた。 前者については入試・広報WGおよび入試委員会での検討を踏まえて学部教授会で議論した。その結果、大学入学共通テスト利用選抜を二回に分けて実施することとした。従前の大学入学共通テスト利用選抜は3教科3科目型を踏襲して「大学入学共通テスト利用選抜(前期日程)」とし、これに2教科2科目の「大学入学共通テスト利用選抜(後期日程)」を追加した。併せて、前後期の募集定員の見直しを行った。これらの結果については、Webサイトにて一般に周知した。 また、後者についても入試・広報WG、入試委員会、学部教授会の順に検討し、旧課程履修者が受験において不利とならないよう、新旧に共通する範囲から出題することとして、Webサイトにて一般に周知した。 ◇2023(令和5)年度自己点検・評価報告書の『対応措置』に記述されていなかったが、2024(令和6)年度に対応した改善事項。 オープンキャンパスにおいて、入学志願者自身が本学のアドミッション・ポリシーに合致していることを事前に確認できるような工夫を行った。 具体的には、教職員による相談ブースだけではなく、本学学生(オープンキャンパス委員)に受験生がリラックスして気軽に相談できるようなカフェスペースを設けた。さらに、日常的な学内の様子を紹介する動画を自由に見ることができるよう、大画面のモニターを導入し、メイン会場のレイアウトを大幅に改善した。

②優れた成果が認められた事項	また、総合型選抜合格者に対して、高校から入学後の学習をスムーズに進めることができるようにするため、2月に入学前教育を実施した。 入学者受入方針に沿った学生を入学させ、かつ入学定員に対して適正な数の実入学者数を確保するために、入試広報に関する次の取組みを行った。 1. 重点指定校の訪問やオンラインの活用により、高校の進路指導担当教員等と面談し、入学者受入方針の周知を図った(5-8月) 2. 指定校向けの入試説明会を実施した(5月) 3. 一般高校を含めたオンライン入試説明会を実施した(9月) 4. 特定の高校と高大連携協定を締結した(3月) これらの新たな取組みにより、アドミッション・ポリシーに基づき本学が求める学生を適切に受け入れるよう努めた。 また、入学を希望する高校生に向けては、オープンキャンパスの入試ガイダンスにおいて本学が求めている学生について説明し、高校生が自身の勉学意向との合致を確認できるよう、各種相談を実施した。 その結果、学校推薦型選抜の際に実施した入試アンケートでは、「実際に通っている学生さんからお話を聞いて良かったです」「アドミッション・ポリシーに書いてある人材と自分が一致していると思った」等、本学の理解につながったと考えられる回答が多く見受けられた。 以上の理由から、これらのさまざまな取組みには、入学者受入方針に沿った学生の入学につながったという意味において、優れた成果があったと考える。
③改善を要する事項	学校推薦型選抜入試において、指定校推薦の志願者状況を踏まえて指定校推薦枠の検討等の対応
④特記事項	【分析項目5-2-2】 アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証し、その結果を入学者選抜の改善に役立てるために、例年5月に学部新入生アンケート調査を実施している。その結果から、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜できているかを検証した。 2024(令和6)年度の学部新入生アンケート調査では、高校時代の学習の経験を尋ねた質問において、「複数名の生徒で一つの課題に取り組む」と回答した者は68.3%、「生徒同士でディスカッションを行う」と回答した者は67.5%、「自分で設定したテーマについて学習する」と回答した者は

④特記事項	51.6%、という結果であった。これらにより、本学がアドミッション・ポリシーにおいて入学前までに修得すべき能力としている「コミュニケーションにおいて他者を尊重し、コミュニケーション能力を高めようとする意欲がある」「生活課題と社会問題に関心があり、課題解決に向けて取り組む意欲がある」との要件に、半数以上の学生が当てはまっていると考えることができる。 また、進学や受験の理由を尋ねた質問についても、「自分に適した入試制度がある」という項目に対して、回答者 131 名中の約半数の学生が「本学を選んだ大きな理由になった」と回答している。 これらの結果から、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われていると考える。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
【分析項目5-2-1】 2025(令和7)年度入試より学校推薦型選抜入試(指定校推薦)を実施したが、学校推薦型選抜入試は公募推薦と指定校推薦を合わせて募集定員が設定されている。指定校推薦の志願者状況を踏まえ、次年度以降の入試において、指定校推薦枠の見直し等について、アドミッション・ポリシーに沿って入試委員会で対応を検討し、学部教授会にて審議する。	

Ⅱ 教育課程・学修成果に関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学部】

領域6 教育課程と学修成果に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準6-1】 学位授与方針が具体的かつ明確であること ■ 当該基準を満たす 【基準6-2】 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること ■ 当該基準を満たす 【基準6-3】 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること ■ 当該基準を満たす 【基準6-4】 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること ■ 当該基準を満たす 【基準6-5】 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること ■ 当該基準を満たす 【基準6-6】 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること ■ 当該基準を満たす 【基準6-7】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること ■ 当該基準を満たす 【基準6-8】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 【分析項目6-6-3】 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること 「実習教育センターを中心に、演習、実習指導の成績評価基準を検討し、教授会で確認する」という点については、実習教育センターでの協議が行われたが、教授会で確認するまでには至っていない。

①基準を満たしているか否か	【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること 「FD 協議会において、3 ポリシーの見直しを行い、特にカリキュラムポリシーについて検討する」という点については、学科名称の変更に係る協議の際に、3 ポリシーの確認と検討が行われたが、今後のカリキュラム改革の検討段階でカリキュラムポリシーの具体的な検討に入ることになっている。 【分析項目2-5-4】 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施していること 「FD 協議会において、教養科目に対する学習意欲の喚起に向けての方策を取り上げる」という点については、FD 委員会において検討課題であることの共有が行われたが、障害学生に対する情報保障など、他の協議事項が優先され、実施には至らなかった。
②優れた成果が認められた事項	(1) 国立看護大学校、明治薬科大学と本学の「三大学包括連携協定」(2014(平成 26)年 5 月包括連携協定調印)に基づく合同サマースクールとして「清瀬市内大学合同プログラム(多職種協働)」実施し、その幹事校の役割を担った。 (2) 新学科名称の検討を行い、福祉計画学科を共生社会デザイン学科、福祉援助学科をソーシャルワーク学科に変更することを決定し、文部科学省への事前相談を行い了承を得た。 (3) 新入生の学力向上と関係形成を目的とした「入学前セミナー」を実施した。
③改善を要する事項	(1) 今後のカリキュラム改革を見据えて 3 ポリシー、特にカリキュラムポリシーについて継続的に検討する。 (2) 複数教員で担当している演習、実習指導等の同一科目について、成績評価基準を作成する。 (3) 教養科目に対する学習意欲の喚起に向けての方策を検討する。 (4) 卒業生の就職先から意見聴取を行う。
④特記事項	【分析項目2-5-4】 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施していること ・FD 協議会において、学生の主体的な学びを促す取組を取り上げ、協議した。

2 対応措置

(誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)

【分析項目6-6-3】

成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

- ・実習教育センターを中心に、演習、実習指導の成績評価基準を検討し、教授会で確認する。

【分析項目6-2-1】

教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること

- ・FD 協議会において、3 ポリシーの見直しを行い、特にカリキュラムポリシーについて検討する。

【分析項目2-5-4】

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施していること

- ・FD 協議会において、教養科目に対する学習意欲の喚起に向けての方策を取り上げる。

【分析項目6-8-5】

就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的および学位授与方針に則した学習成果が得られていること

- ・卒業生の就職先の職員等から意見聴取を行う。

(項目:就職時に必要な知識や技術を習得していたか、就職後に必要な知識や技術の習得をしているか)

Ⅲ 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学部】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準4-1】教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること ■ 当該基準を満たす 【基準4-2】学生に対する生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること ■ 当該基準を満たす ◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 1. 空調設備等の運用の工夫が求められる。事前に冷暖房の供給を計画している期間に加え、温度によって柔軟に供給できるよう運用を改善した。 2. 学習環境、特に Wi-Fi 環境の整備が急務である。 ネットワークの速度を大幅に高め、全学生に各教室で無線 LAN が使えるように解放を行った。 3. 学生寮設備の改善が求められる。 4. 上記について、施設や財務担当において修繕計画等を立案し、対応できるものから順次改善する。 松窓寮について、以下の項目について対応することができた。 男子寮 3 階厨房内換気扇修繕 女子寮不具合空調機交換 消防設備点検不具合指摘箇所修繕
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	合理的配慮に関するガイドブック等による教職員及び学内関係者へ周知する対応計画については、障害学生支援マニュアル(ガイド)案の作成を検討。

④特記事項	● 【基準4－1】 ○ 学生の声に寄り添い学生支援課内「Cién Café スイッチ」での就職相談やグループ学習のためのコース教室利用を気軽に行えるようWeb 予約システムを取り入れ、窓口業務効率化と学生の利便性向上に努めた。 ○ ● 【基準4－2】 ○ 実績のある法人や自治体の人事部門や卒業生と連携し、計 15 回「VOICE #.活躍する卒業生に会いに行こう！」のメッセージを Web ポータルで配信するなど、学生の不安払拭や働くイメージの向上に努めた。さらに、内定獲得に苦戦している学生に対しては、個別指導や面接対策等を積極的に講じた結果、2025(令和7)年3月末時点で就職希望者の97.8%(前年度95.7%)の内定率(内定者のうち約9割が福祉関連分野へ就職)を達成することができた。また、障害者関係の社会福祉施設や福祉関連企業その他、一般企業などへの進路状況も堅調であった。 ○ 社会福祉士等国家試験対策については、模擬試験や各種対策講座、グループで学び支え合うための環境の整備等を行ったほか、「国家試験対策委員会」による「応援リレーメッセージ」や「合格ニュース」の配信等により、自分にあった効果的な学習方法を獲得できるような実践的アドバイスや情報提供等を積極的に行った。 ○ 第37回社会福祉士国家試験では、本学学生(新卒)の合格率は、69.6%(合格者 126 名)となり、受験者が 150 人以上の大学別現役合格率は3位となった。新カリキュラムによる出題範囲となり、見慣れない問題形式や事例問題の増加に戸惑った学生の声も聴かれたため、受験直後の感想をアンケートにて把握し、次年度の対策講座へ活かす措置を講じた。また、精神保健福祉士と介護福祉士国家試験の合格率についてもそれぞれ 77.8%(合格者 14 名)、100%(合格者9名)の合格率となった。 ○ 高等教育修学支援新制度については、合計 103 人(前年度 113 人)が採用され、文部科学省より所要の授業料等減免費交付金が交付された。
--------------	--

④特記事項	○ メンタルヘルスに関する学生相談に対応するため、専門相談員によるケースカンファレンス(計6回)やスーパービジョン(計5回)を実施したほか、要緊急対応事例についての要因等の分析に着手した。 ○ 「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の理念・趣旨を踏まえ、修学するすべての学生が障害の有無によって分け隔てられることのない大学・社会(「共生社会」)の実現を目指し、2024(令和6)年度から開設した「日本社会事業大学障害学生支援室」を中心に、情報保障に関する学生・教員向け手引きの作成や個々に応じた合理的配慮を実施した。 ○ 4月のオリエンテーションフェスティバルでは、成年年齢の18歳への引下げに伴う悪質商法やSNSトラブル等の被害防止のための企画や、学生自治会・サークル協議会による全学年交流会の実施を通じ、新入生が円滑に大学生活へ馴染むための支援を行った。 ● 2024(令和6)年度中に各種の資料・アンケート結果やその分析等に基づいて把握された、今後、新たに対応すべき課題 【2024(令和6)年 在学生アンケート結果】 1)対象:2～4学年 471名、回答:83名(回答率:17.62%) 2)実施期間: 3)結果の概要 ○ 現在の生活に「満足している」、「まあ満足している」と回答した学生が9割を超えた。また、日本社会事業大学に「満足している」、「まあ満足している」と回答していた学生も8割を超えていた。ただし、回答があった学生に限られており、満足度の高い学生が回答するといったバイアスの影響も考えられる。 ○ 66.3%の学生がサークル活動に参加しており、その中でも複数のサークルに所属する学生が前年度に比べて大幅な増加傾向(42.4%→64.5%)となった。 ○ 朝食を食べている学生が8割を超えていた。食べていない学生の7割近くが「時間がない・眠いから」を選択していた。 約8割の学生がアルバイトをしており、週3日以上アルバイトを行っている学生が約半数であった。
--------------	---

④特記事項	本学の奨学金について、「とても満足」、「満足」との回答が約 8 割であった。 ○ 図書館については、ほとんどの学生が満足と答えていた。 ○ 学生寮について、満足が半数を超えていたものの具体的な指摘としては、特に他の学生との関係性、そして設備についての意見であった。その他、学食の再開を願うものや、情報の伝達が遅いなどの指摘があり、組織的な改善を要する内容が含まれていた。 【2024(令和 6)年度 卒業時学生アンケート結果】 1) 対象:卒業生 188 名、回答:44 名(回答率:23.4%) 2) 実施期間:2025(令和 7)年3月7日～3月 14 日 3) 結果の概要 ○ 回答のあった学生のうち、日本社会事業大学に入って良かったかとの問いについて、「とても満足している」、「まあ満足している」割合が約 97.7%であった。 ○ アンケート回答者のうち 77.3%の学生がサークルやボランティア活動に参加していた。また、参加した学生の約 8 割以上が「とても満足している」、「やや満足している」と回答していた。 ○ 学生相談については、36.4%が利用しており、そのうち 8 割以上が利用して良かったと回答していた。 ○ 本学で紹介している経済的支援については、約 9 割が「とても満足している」、「やや満足している」と回答していた。 ○ 本学の施設(運動場、体育館、講義演習室等)については、半数以上の学生が満足しているものの、4 割が不満を持っていたが、Wi-fi の整備については評価する意見が多数挙げられた。 ○ 図書館については、9 割以上の学生が満足していると回答していた。 【在学生及び卒業時学生アンケートからの課題】 回答率はそれほど高くなかったものの、回答した学生のうち、本学や学生生活について満足している割合は高かった。また、複数のサークルに所属している学生も多く、コロナ禍も明け、さらに活動が活発化していることも評価できる。 ただし、学生相談を利用している学生の割合も高く、また経済的にも厳しい学生も見受けられるため、引き続き経済的支援については充実を図る必要がある。また、老朽化に伴い本学の施設や寮については満足
--------------	---

④特記事項	度が低かったことも課題として挙げられる。改善が必要であることが伺える。 【対策】 ・学習環境の確認と調整を引き続き行うこと。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
1. 奨学金等の柔軟な対応について、学内体制の更なる充実が必要である。 必要な学生が奨学金等にきちんとつながることができるよう、手順や申請前の事前教育などを充実する。 2. 引き続き、学生生活が充実するよう、学内の設備や学生寮設備の充実、更新を図る必要がある。 引き続き必要な予算措置を検討し、可能な部分から充実を図る。	

基準 2－3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2－3－1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。

※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2－3－1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【大学共通事項】						
2024(R 6).3	空調設備等の運用の工夫が求められる。	III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価	事前に冷暖房の供給を計画している期間に加え、温度によって柔軟に供給できるよう運用を改善した。	総務部総務課	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ■ その他 (継続して対応)	基準4－1
2024(R 6).3	学習環境、特に Wi-Fi 環境の整備が急務である。	III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価	ネットワークの速度を大幅に高め、全学生に各教室で無線 LAN が使えるように解放を	総務部総務課	☐ 検討中 ☐ 対応中 ■ 対応済	基準4－1

			行った。		☐ その他 ()	
【学部事項】						
2024(R 6).4- 2025(R 7).2	当該年度より実施する学校推薦 型選抜（指定校推薦）をはじ め、各種選抜の入学者選考規 定・実施要領等の改正と出願に 係る志願理由書等書式の見直し	第1回学部教授会議事録 第3回学部教授会議事録 第4回学部教授会議事録 第6回学部教授会議事録 第7回学部教授会議事録 第9回学部教授会議事録 第10回学部教授会議事録 第12回学部教授会議事録 第13回学部教授会議事録 第15回学部教授会議事録	・学校推薦型選抜（指定校推 薦）の導入に伴い、学校推薦 型選抜をはじめ各種選抜の 入学者選考規定・実施要領等 を審議・検討し、出願に係る 志願理由書等の書式の見直 しを行う。	入試・広報WG 入試委員会 入試広報課	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準5
2024(R 6).6- 2025(R 7).2	2025(R7)年度一般選抜入試にお ける旧教育課程履修者への経過 措置	第3回学部教授会議事録 第13回学部教授会議事録 第15回学部教授会議事録	・2025(R7)年度入試より新教 育課程に基づく試験問題と なるに当たり、一般選抜入試 における旧教育課程履修者 への対応について協議する。	入試委員会 入試広報課	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準5
2024(R 6).7- 2024(R 6).10	2026年度以降の入試区分等の変 更	第4回学部教授会議事録 第7回学部教授会議事録 第9回学部教授会議事録	・2025(R7)年度入試を以って 一般選抜後期日程を廃止す るに当たり、その代替となる 選抜方法について協議する。	入試・広報WG 入試委員会 入試広報課	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準5

別紙様式 2 - 3 - 1

日本社会事業大学

2024(R 6).11- 2025(R 7).2	入試問題作成に関するチェック 体制の見直し	第12回学部教授会議事録	・入学試験問題の内容が適切 であるか、誤りがないか等を 確認するためのチェック体 制を見直す。	入試・広報WG 入試委員会 入試広報課	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準5
2023(R 5).11- 2024(R 6).1	演習、実習指導の成績評価基準を 検討	第10回社会福祉士実習教育セン ター運営委員会議事録 第11回社会福祉士実習教育セン ター運営委員会議事録 第12回社会福祉士実習教育セン ター運営委員会議事録 第13回社会福祉士実習教育セン ター運営委員会議事録	・①ねらい(到達目標)、②内 容、③成績評価方法およびそ の基準についてシラバスへ 反映させていく。	社会福祉士実習教育セン ター運営委員会 教務委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	基準6
2023(R 5).5-6	カリキュラムポリシーについて、 学生や教員がわかりやすいよう に、編成、教育・学習方法、学習 成果の評価を明確にかつ具体的 に明示する	第2回学部教授会議事録 第3回学部教授会議事録	・現在学科名称変更の準備伴 いカリキュラム編成に制限 があるためポリシーの見直 しについては継続的に検討 していく。	教務委員会	☒ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	基準6

Ⅱ 社会福祉学研究科

I 学生受入れに関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学研究科】

領域5 学生の受入に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準5-1】 学生受入方針が明確に定められていること ■ 当該基準を満たす 【基準5-2】学生の受入が適切に実施されていること ■ 当該基準を満たす ◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 2025(令和7)年度の前期課程入試においては、受験を検討していたが次年度の入学を見据えて、2名の社会人が2025年度に本研究科の研究生となることになった。研究生の受け入れなどを含め、入学定員充足率の改善に向けた更なる対応措置を検討し、引き続き、その取組を継続している。
②優れた成果が認められた事項	博士後期課程の入学者数の増加
③改善を要する事項	入学定員の充足率の改善 【基準5-3】実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること
④特記事項	【分析項目5-3-1】 ①2021(令和3)年度に大学院研究科委員会において決定した相談会から入試に至るまでのフォローアップの仕組みを、2023(令和5)年度の相談会においても継続して実施し、適切に参加者に希望教員を紹介し入試に繋げるよう組織的体制を強化した。特に、2024(令和6)年度は既に希望する指導教員が決まっている相談者に対して、相談会の場で指導教員とマッチングさせる取り組みを行った。 ②入試説明会及び個別懇談会について、受験希望者が参加しやすいように、全ての開催回についてオンライン形式で実施した。 ③広報活動の一環として、専門職能団体誌(日本医療ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会)に大学院案内を掲載した。 ④大学院研究科委員会において、説明会や入試時の学生アンケート調査結果の分析を通して、個別相談会や広報活動に関する評価を行い、2026(令和8)年度の学生確保に向けて検討した。

④特記事項	⑤学部からの大学院入学の促進に向けて、入試広報課において、3、4年生学部オリエンテーション時に大学院入学案内パンフレットを配布し、情報提供、動機付けを図った。同時に、大学院研究科委員会において、学部ゼミ担当教員に学生への広報強化を依頼した。 ⑥2025(令和7)年度入試より、博士前期課程入学試験において留学生入学、博士後期課程入学試験において学内推薦入学の入試区分を設けた。 以上のような取り組みの結果、2025(令和7)年度は前期課程8名、後期課程4名の入学者を迎えた。また、先述の件も含め、3名の研究生を受け入れることとなった。また、前期課程留学生入学では入学者1名、後期課程学内推薦入学では2名の学生を受け入れることができた。 ただし、依然として定員を満たしていない水準となっているため、引き続きの改善が必要である。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
入学定員の充足率の改善に向けて、①②の措置を講じる。 ① 留学生の受け入れについて、入試制度や研究生制度等を含めた検討を行う。 ② 学内推薦について、さらなる入学者数増の方策を検討する。	

Ⅱ 教育課程・学修成果に関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学研究科】

領域6 教育課程と学修成果に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準6－1】 学位授与方針が具体的かつ明確であること ■ 当該基準を満たす 【基準6－2】 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること ■ 当該基準を満たす 【基準6－3】 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること ■ 当該基準を満たす 【基準6－4】 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること ■ 当該基準を満たす 【基準6－5】 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること ■ 当該基準を満たす 【基準6－6】 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 【分析項目6－3－1】 <u>「社会福祉学研究方法論概論」の位置づけ</u> 2024(令和6)年度第7回(2024(令和6).10.10)、第10回(2025(令和7).1.9)社会福祉学研究科運営委員会にて協議した。他科目との内容の重複は、認定社会福祉士研修認証科目に関連するシラバスの範囲内で、講義担当教員が調整可能であることを確認した。
	【分析項目6－4－3】 <u>学位授与方針および教育課程方針に関する事項</u> ①時間割, 授業の方法及び内容 大学院生が履修しやすい時間割の検討と関連して、博士前期1年次の9月に位置付けている研究計画発表会の位置づけの検討が必要であることが確認された。研究計画発表会を含めた修士論文作成の支援過程と、時間割および授業内での大学院生の負担を確認し、検討する必要性が協議された。2025(令和7)年度は原則、現行継続とし、2026(令和8)年度以降に向けて継続検討することとなった。

①基準を満たしているか否か	②修士論文の審査体制 2024(令和6)年度第3回(2024(令和6).6.6)社会福祉学研究科運営委員会、第9回社会福祉学研究科委員会(2024(令和6).12.12)にて、修士論文の審査体制が現行の5名となった経緯を確認した。その妥当性や教育上の必要性等を協議し、現行の5名体制を継続することとした。
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	(1) 大学院の時間割、授業の方法及び内容【基準6-4】
④特記事項	特になし
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
(1) 大学院の時間割、授業の方法及び内容【基準6-4】 ①時間割、授業の方法及び内容 現行の授業における輪読の資料作成、作業を伴う授業内容などを共有し、大学院生の負担等を可視化する。そのうえで、2年間の修士論文の作成過程における授業内容及び方法の工夫による負担軽減の可能性、および研究計画発表会の実施時期や位置づけを社会福祉学研究科運営委員会にて協議し、11月までに社会福祉学研究科委員会にて議決する。	

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学研究科】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準4-1】教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること 【基準4-2】学生に対する生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 2023(令和5)年度の自己点検・評価報告書に書かれていた、以下の点に対応した。 ①PC やプリンターなどの設備及び ICT 環境の整備 ・機材の確認を行い、統計分析基本ソフト SPSS がインストールされた機体を増やす(15 台中、14 台の PC にインストール)と共に、学生、研究者は登録すると無料で使用できる JMP Education 版を案内した。 ● 20 時以降は冷暖房が切れてしまうため、窓を開けることも多く、虫の侵入を防ぐための防虫ネット(網戸)等の設置を検討する ・防虫ネットを設置した ● その他、プリンター、機材等の状況を確認する ・機材等の確認を行い、一部充実を図った ・院生研究室の椅子を交換し、院生のプレゼン練習や意見交換、息抜きを兼ねたコモンズスペースを整備した。 ②障害学生への合理的配慮の義務付けへの対応 ● 障害学生への合理的配慮の義務付けへの対応 ・「障害学生支援室」の設置と大学院における情報保障等の体制整備を図った。 ● 合理的配慮に係る各種規定、マニュアル等の整理 ・障害学生支援室を中心とし、情報保障も含めたマニュアルを改訂した。

②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	PC やプリンターなどの設備及び ICT 環境の整備 空調についての苦情 留学生に対する支援
④特記事項	◇2024(令和 6)年度中に各種の資料・アンケート結果やその分析等に基づいて把握された、今後新たに対応すべき課題。 ●2024(令和 6)年度研究大学院在学学生・卒業予定者アンケートを実施 (2025(令和 7)年 2 月 21 日～3 月 14 日) 対象人数:26 名 回答者:8 名(回答率 30.7%) ・回答者 8 割以上が「本学はあなたのイメージしたものと適合していた」と回答していた。 ・全ての回答者が「大学院での教育は、あなたの今後のキャリア形成に役立つものである」と回答していた。 ・本学で紹介している経済的支援について、4 分の 3 の回答者が「とても満足している」「やや満足している」と回答していた。 ・ICT 環境については、SPSS をインストールしたパソコンが起動しなかったとの苦情があった。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
●PC やプリンターなどの設備及び ICT 環境の整備 ・必要な機体がきちんと動作するよう、定期的なチェックを行う。 ・統計解析に必要なソフトウェアについて、大学の SPSS 等を使用しなくても、個人のパソコンで利用できる学生向けソフトウェアなどの案内を強化する。 ●空調についての苦情 ・集中冷暖房であるため、限界はあるものの、設定された期間以外にも、気温に応じて使用できるよう柔軟な運用を行う。 ●留学生に対する支援 ・留学生の在留期間や生活状況等を確認し、支援できる体制を整備する。	

基準 2－3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2－3－1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。

※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2－3－1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【社会福祉学研究科事項】						
2016 (H28). 3 2022 (R4). 3 2023 (R5). 4 2024 (R6). 10	大学院社会福祉学研究科博士前期課程において実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていないことについての対応	大学機関別認証評価自己評価書（2022 (R4) 年 6 月） 2023 (R5) 年度事業計画 2022 (R4) 年度自己点検・評価報告書（2023 (R5) 年 10 月） 2023 (R5) 年度自己点検・評価報告書（2024 (R6) 年 10 月）	・ 2025 (R7) 年度入試から実施される入試改革について、着実に実施するとともにその効果を検証する。 ・ 学内推薦について、さらなる入学者数増の方策を検討する。	大学院社会福祉学研究科委員会 大学院入試管理委員会 入試広報課	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 （ ）	基準 5－3

別紙様式 2 - 3 - 1

日本社会事業大学

2023 (R5). 7 2024 (R6). 10	教育課程の検討 ・「社会福祉学研究方法論概論」のあり方の検討 ・大学院の時間割の検討 ・大学院シラバスの整備 ・2 年間の修士論文作成プロセスを踏まえた研究計画発表会の位置づけと院生の授業内負担の検討	2023 (R5) 年度第 4 回、9 回研究科委員会議事録 2022 (R4) 年度自己点検・評価報告書 (2023 (R5) 年 10 月) 2023 (R5) 年度自己点検・評価報告書 (2024 (R6) 年 10 月)	・「社会福祉学研究方法論概論」のあり方の検討 ・入学時に集中で開講している「社会福祉学研究方法論概論」必修科目 (2 単位) 15 回のシラバスの教授内容について、継続協議する。 ・修士論文の審査体制について ・大学院の時間割の協議	大学院社会福祉学研究科委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準 6 - 3 基準 6 - 4
2024 (R6). 10	PC やプリンターなどの設備及び ICT 環境の整備	2023 (R5) 年度自己点検・評価報告書 (2024 (R6) 年 10 月)	・機材の確認を行った SPSS 等の統計ソフトが入った機体を増やす。 ・20 時以降は冷暖房が切れてしまうため、窓を開けることも多く、虫の侵入を防ぐための防虫ネット (網戸) 等の設置を検討する。 ・その他、プリンター、機材等の状況を確認する。	教務課 研究科委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準 4

Ⅲ 福祉マネジメント研究科

I 学生受入れに関する自己点検・評価

区分:【福祉マネジメント研究科】

領域5 学生の受入に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準5-1】学生受入方針が明確に定められていること(専門職大学院認証評価:視点2-1に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準5-2】学生の受入が適切に実施されていること(専門職大学院認証評価:視点2-2、3、4、5、8に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準5-3】実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること(専門職大学院認証評価:視点2-6、7に相当) ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 ・受験生の責を負わない事情の場合、検定料を免除、返還することができるよう学則を改訂した。 ・入学定員に対する適正な入学者数確保のために、入学試験の追加募集を行った。 ・これまでの A4 仕上がり巻 3 つ折りリーフレットに加え、より、手に取ってもらいやすく、また発送も簡易となる A4 両面チラシを作成し、教員が個別に担った研修会や集会などでの周知のほか、関東圏都県社会福祉士会(東京、神奈川、埼玉、栃木、茨城)事務局の協力の元、全会員へ周知広報を図った。 ・通信教育科と連携しリカレント教育を重視した入学案内をチラシとして作成し、通信教育課程在籍者への広報活動を展開した。 ・20 周年記念事業として取り組まれた記念誌、修了生からの言葉などを web 上に公開し、広報に活用した。 ・教員の専門テーマ、ゼミ運営の視点などに触れた自己紹介動画を作成した。入試説明会、ホームページやフェイスブック等での発信を 2025 (令和 7) 年度に展開していく。
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	(1) 定員充足を目指し、広報戦略を見直す

④特記事項	特になし
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する) (1) 定員充足を目指し、2024(令和 6)年度に取り組んだ広報活動の分析のうえ、指定法人の見直しや、教員動画の活用、修了生の協力を得た入試説明会での相談など、広報戦略の立て直しを図る。 ・2025(令和 7)年度春の入試管理委員会で協議し、広報活動の課題分析、それらを踏まえて広報戦略の設計を行い、上半期からの取組みに反映させる。 ・2025(令和 7)年度の入試管理委員会で、追加募集をする際の告知を含めたスケジュールについて確認し、適正在籍院生数との乖離を回避する。	

II 教育課程・学修成果に関する自己点検・評価

区分:【福祉マネジメント研究科】

領域6 教育課程と学修成果に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準6-1】学位授与方針が具体的かつ明確であること(専門職大学院認証評価:視点3-1に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-2】教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること(専門職大学院認証評価:視点3-1に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-3】教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること(専門職大学院認証評価:視点3-2, 3, 4に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-4】学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること(専門職大学院認証評価:視点3-5, 6, 7, 8, 9, 11, 13に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-5】学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること(専門職大学院認証評価:視点3-8, 9, 11, 14に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-6】教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること(専門職大学院認証評価:視点3-15に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-7】大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること(専門職大学院認証評価:視点3-17に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-8】大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること(専門職大学院認証評価:視点3-16、視点4-2に相当) ■ 当該基準を満たす

①基準を満たしているか否か	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 ・教育課程連携協議会委員の本学非常勤講師就任に伴い、利益相反/ガバナンスの観点から、委員の変更を実施した。 ・教員の退職と採用に伴う一部休講科目について早期に開講を図る必要があることが確認された。 ・要配慮学生2名に対して、履修上の支援ならびに学習環境の保障を行った(学生支援・学習環境の記載内容参照)。
②優れた成果が認められた事項	認定社会福祉士認証・認定機構が認定する認定社会福祉士申請に必要なスーパービジョンの単位について、大学院の事業で行うものをグループスーパービジョンに一元化し、業務上の整理が行われた。
③改善を要する事項	(1) 教員の退職と採用に伴う一部休講科目について早期に開講を図る必要がある (2) 新規採用教員2名に対して、授業方法、成績評価、ゼミ運営などについて共有を図る必要がある
④特記事項	専門職大学院 20 周年を記念して、これまでの教育内容ならびに関係者からのメッセージを取り纏めた記念誌の作成を行い、修了生・在籍生・関係者に配布するとともに、WEB 上にて公開した。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
(1) 教員の退職と採用に伴う一部休講科目について早期に開講を図る必要がある ・新規採用教員の担当科目を決定し、2025(令和7)年度の休講となる2科目について、2026(令和8)年度に開講となることを確認した。 (2) 新規採用教員2名に対して、授業方法、成績評価、ゼミ運営などについて共有を図る必要がある ・他教員による授業への参加、合同ゼミの開催の実施を確認した。2025(令和7)年度にFDにて共有を図ることが確認された。	

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【福祉マネジメント研究科】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準(学部・大学院基準 4-2)	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準4-1】教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること(専門職大学院認証評価:視点7-1~4に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準4-2】学生に対する生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること(専門職大学院認証評価:視点5-1~12に相当) ■ 当該基準を満たす ◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 ・文京校舎における授業のための機器準備を行う事務サポートスタッフによる業務が定着した。 ・障害を持つ学生に対して、文京キャンパスのバリアフリー化を行った。 ・留学生の学習支援、定着支援を行った。
②優れた成果が認められた事項	文京キャンパスの階段昇降機が利用可能となり、完全にバリアフリー化された。
③改善を要する事項	(1) 文京校舎における授業のための機器、院生の自己学習のためのPC、プリンターなどが円滑に利用できるようにする。 (2) 支援を要する院生に対し、ゼミ担当教員だけでなく、チームで対応する。
④特記事項	特になし
2 対応措置	
(誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
(1) 文京校舎における授業のための機器、院生の自己学習のためのPC、プリンターなどが円滑に利用できるようにする。 ・大学院教務課が、PCのアップロード、プリンターとの接続、インク切れ等、適切な時期に確認作業の指示を行い、実行する。 (2) 支援を要する院生に対し、ゼミ担当教員だけでなく、チームで対応する。 ・適宜情報を共有し、関係部署も交えて対応していく。	

基準 2 - 3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

- ・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。
- ※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【福祉マネジメント研究科（専門職大学院）事項】						
2017(H29).6	清瀬キャンパスの土曜日における図書館開館時間の延長について	専門職大学院認証評自己点検評価報告書（2017(H29)年6月） 専門職大学院認証評報告書（2018(H30)年1月） 2017(H29)年度、2018(H30)年度、2021(R3)年度学生意見交換会記録	2018(H30)年4月、専門職大学院の院生が登校する土曜日の開館時間を午後まで延長した。順次拡大し、令和4年4月からは毎週延長されることとなった。	大学附属図書館	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域4 基準4－1
2019(H31).4	働きながら学びやすい環境づくりの推進について	2019(H31)年度事業計画 2020(R2)年度事業計画 教育課程連携協議会(2021(R3)年3月) 2020(R2)年度学生意見交換会記録 2021(R3)年度学生意見交換会記録 2022(R4)年度学生意見交換会記録 2023(R5)年度学生意見交換会記	2020(R2)年7月に学則改正を行い、恒久的に双方向型メディア等を活用した働きながら学びやすい環境づくりを推進した。2024(R6)年度も継続して細部の検討を行う。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域6 基準6－4

		録 2024(R6)年度学生意見交換会記録				
2020(R2).4	入学者確保に向けて	2020(R2)年度事業計画 2021(R3)年度事業計画 2022(R4)年度事業計画 2023(R5)年度事業計画 2024(R6)年度事業計画 専門職大学院研究科委員会議事録 (2024(R6)年度)	2020(R2)年8月以降、入試HP、動画媒体、SNS活用、FB広告など入試広報を抜本的に見直し、継続的に改善を図っている。 2024(R6)年度よりリカレント教育を重視する意味で通信教育科と連携して広報活動を展開。また2024(R6)年度は適正な入学者数確保のため追加募集を実施した。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域5 基準5-3
2020(R2).4	教育カリキュラムについて	2020(R2)年度事業計画 2021(R3)年度事業計画 教育課程連携協議会 (2021(R3)年7月) 専門職大学院研究科委員会議事録 (2024(R6)年度)	2021(R3)年度より、認定社会福祉士大学院ルートへの対応を行った。2022(R4)年度より、共生社会の実現を念頭としたカリキュラム改革を実施し、カリキュラム・ポリシーを改訂した。 2024(R6)年度の教員退職及び新規採用に伴い科目の調整を図った。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☒ 対応済 (一部) ☐ その他 ()	領域6 基準6-3 基準6-4
2020(R2).4	教員採用について	2020(R2)年度事業計画 教育課程連携協議会 (2022(R4)年3月) 教育課程連携協議会 (2023(R5)年2月) 専門職大学院研究科委員会議事録 (2024(R6)年度)	今後数年間で定年を迎える教員が続くため、教育カリキュラム、大学全体の方針を含め、2024(R6)年度を目途に採用計画を固めて対応を図っていた。 2024(R6)年度2名が定年退職し、2名を新規採用した。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域1 基準1-2 領域6 全般

別紙様式 2 - 3 - 1

日本社会事業大学

2020(R2).4	入試改革について	専門職大学院研究科委員会議事録(2019(R1)年度、2020(R2)年度)	全入学試験区分に対して筆記試験を課し、質の高い学生を確保する。2020(R2)年度より検討を開始し、2022(R4)年度より実施に移った。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 5 基準 5 - 3
2021(R3).4	三ポリシーについて	2021(R3)年度事業計画 大学機関別自己点検評価報告書 (2022(R4)年度)	三ポリシーについて表現の見直し、構造の見直し、選抜方法の記載などを令和 4 年度中に対応済み。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 領域 5
2022(R4).4	シラバスについて 成績基準について	大学機関別自己点検評価報告書 (2022(R4)年度) 専門職大学院認証評報告書 (2022(R4)年 10 月) 専門職大学院研究科委員会議事録 (2023(R5)年度)	シラバスにおける到達目標の設定、それに基づく成績基準の明確化、成績評価意義申立てなどを明確化する。 2022(R4)年度に対応済み。 2023(R5)年度も改めて周知	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 4 基準 6 - 6
2022(R4).10	文京キャンパスについて	2022(R4)年度事業計画 専門職大学院認証評報告書 (2022(R4)年 10 月) 2021(R3)年度学生意見交換会記録 2022(R4)年度学生意見交換会記録	文京キャンパスにおけるオンライン授業の機器準備体制、窓口業務の改善、サポートスタッフの配置、適切な PC の交換などの要望が教員および院生からあり、2023(R5)年 4 月よりサポートスタッフが配置された。8 月には PC 交換が行われた。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 4 基準 4 - 1
2023(R5).5	ChatGPT 等の生成系 AI の利用について	専門職大学院研究科委員会議事録 (2023(R5)年度)	ChatGPT 等の生成系 AI の利用について大学としての方針を提示され、専門職大学院の運営もこれに準ずることとした。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 4 基準 4 - 1

別紙様式 2 - 3 - 1

日本社会事業大学

2023(R5).5	清瀬キャンパスの Wi-Fi について	2021(R3)年度学生意見交換会記録 2022(R4)年度学生意見交換会記録 専門職大学院研究科委員会議事録 (2023(R5)年度)	院生の自己学習のためかねてから清瀬キャンパスでの学生の Wi-Fi 使用の要望があり、2023(R5)年5月より教室での Wi-fi 使用の解放を行った。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準 4 基準 4 - 1
2023(R5).9	専門職大学院スーパービジョンについて	専門職大学院研究科委員会議事録 (2023(R5)年度) 専門職大学院研究科委員会議事録 (2024(R6)年度)	認定社会福祉士の大学院ルートとしてグループスーパービジョンが認められ2022(R4)年度から開始されたが、個別スーパーにジョンと混在する形となった。2024(R6)年度よりグループスーパービジョンに一元化する方針となった。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 4
2024(R6).1	推薦入試制度の見直し	専門職大学院研究科委員会議事録 (2023(R5)年度)	学内推薦制度(通信教育科、学部)を利用して受験する者が極めて少なく、インセンティブもないため、廃止することとした。一方で、通信教育科からの受験者には入試検定料の減額を、学部卒業生および博士前期課程修了生から入学金の徴収を廃止することとした。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 5 基準 5 - 2 基準 5 - 3
2024(R6).2	実践課題研究の評価と評価手順の見直し	専門職大学院研究科委員会議事録 (2023(R5)年度) 専門職大学院研究科委員会議事録 (2024(R6)年度)	実践課題研究の評価のバラつきを是正し標準化をはかるため評価と評価手順の見直しを行った。新しい評価票がつくられ、2024(R6)年度はこれを使用開始となった。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 6 基準 6 - 7

別紙様式 2 - 3 - 1

日本社会事業大学

2024(R6).4	文京キャンパスの階段昇降機について	専門職大学院研究科委員会議事録 (2024(R6)年度)	2023(R5)年度に文京キャンパスの階段昇降機が故障し、車椅子でキャンパスに出入りすることが難しくなった。2024(R6)年度に新しい階段昇降機を設置し、障害を持つ学生が支障なく通学できるようになった。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 4 基準 4 - 1
2024(R6).4	教育課程連携協議会の委員変更	専門職大学院研究科委員会議事録 (2024(R6)年度) 教育課程連携協議会 (2024(R6)年 12 月)	教育課程連携協議会委員の本学非常勤講師就任に伴い、利益相反/ガバナンスの観点から、委員の変更を実施した。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 3
2024(R6).7	支援を要する学生について	専門職大学院研究科委員会議事録 (2024(R6)年度)	支援を要する学生が増えてきており、ゼミ担当教員だけでなく、チームで対応することとした。適宜情報共有し、関係部署もまじえて対応する。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 4 基準 4 - 2
2024(R6).10	20 周年記念事業の実施	事業報告書 (2024(R6)年度) 専門職大学院研究科委員会議事録 (2024(R6)年度) 専門職大学院 20 周年記念誌 福祉実践フォーラムパンフレット (2024(R6)年度)	開設 20 周年記念事業として、記念誌の作成、フォーラム、式典、パーティの 4 事業を行った。20 年の教育内容を振り返った記念誌や、修了生からの言葉などを、WEB 上にて公開し、広報にも活用した。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 5 基準 5 - 3 領域 6 特記事項

IV 施設設備等(共通)

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【附属図書館】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準4-1-5】図書館の整備及び有効活用 ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 (1)前年度記載の「情報機器更新等を主眼とするコンピューター室等の整備計画立案」については、館内 Wi-Fi の契約更新期限を迎えたことから、サービス更新と図書館の要望を所管部署に依頼した。 (2)同じく前年度記載の「コロナ禍以降の地域住民の利用低調」に対しては、対応を行っている。
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	(1)閉架書庫と開架書庫の「雑誌」コーナーの他大学等の紀要については、2021(令和 3)年度に方針を定め、2022(令和 4)年度より処分を行っていたが、その作業がほぼ完了したことから、生じた空き書架に卒業論文を含む学位論文や外国語書籍の移設作業の着手をした。しかし、閉架書庫の完全整理には、まだ相応の時間がかかる。
④特記事項	【分析項目4-1-4・4-1-5】 (1) 特色(図書館間相互協力 ILL 他機関からの依頼件数が本学からの依頼より多い) NACSIS-ILL 接続機関(1,645 組織 2025(令和 7)年 3 月末現在)中 1)文献複写 ア. 複写受付(他機関から本館に依頼):262 位(昨年度:252 位) イ. 複写依頼(本館から他機関に依頼):1,053 位(昨年度:1,054 位) 2) 図書資料貸借 ア. 貸借受付(他機関から本館に依頼):145 位(昨年度:167 位) イ. 貸借依頼(本館から他機関に依頼):1,080 位(昨年度:797 位) (2)学生向け無線 LAN 環境の整備:2023(令和 5)年 4 月より運用を開始した学生向け無線 LAN 環境が更新時期になったため、仕様変更なしでサービス更新した。 (3)高大連携協定校生徒の夏季休暇期間の図書館利用許可:2024(令和 6)年度も継続して実施した。 (4)地域貢献事業:前年度試行であった市内中学校の職業体験を正式なものとして、生徒 2 名を受け入れた。

④特記事項	(5)周年事業対応:法人からの要請により、創立 80 周年記念サイトでの 供覧に適する貴重図書を選定し、回答した。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
・改善を要する事項:閉架図書の完全整理 ●未整理・未登録資料を分類し、外国語書籍を優先して、装備・登録を行う。 ●登録しても利用が発生しないと思われる資料は、リサイクル図書に回す判断を行う。	

基準 2 - 3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）【附属図書館】

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【大学共通事項】						
2016(H28).4	資料の選定と除籍について明文化し、利便性をなるべく落とさず、しかし、蔵書スペースを確保する必要がある。	図書館-中期計画・事業計画 2019(H31)年 7 月進捗状況-運営委員会資料	管理・利用に関する諸規程の全面的に見直し、不要資料の選別・廃棄計画を策定した。 (2016(H28)年) 複本、公開資料の計画的廃棄を行い、図書資料については適正開架を終了した。 (2017(H29)年) 公開資料（雑誌）の整理を実施するための計画を策定した。(2021(R3)年) 計画に従って資料の処分を行った(2022(R4)年) 処分計画がほぼ完了したことから、移設しスペースを有効	附属図書館	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☒ その他 (引き続き蔵書スペースの確保について検討する)	基準 4 - 1 - 5

			活用する段階に入った (2024(R6)年)			
2022(R 4).3	コンピューター室等の整備	2022 (R4) 年度卒業生等アンケート調査 2023 (R5) 年度事業計画	コンピューター室の機器更新計画を検討した。 デジタルコンテンツ（含卒論デジタル化）の拡充計画の策定に取り組んだ。(2022(R4)～) 複数業者へ整備内容の提案依頼し、各種提案を受領した。 (2024(R6))	附属図書館 総務課 LAN 管理センター	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	基準 4 - 1 - 4 基準 4 - 1 - 5
2024(R 6).2	地域住民（含む高校生、子ども福祉図書館利用者）の利用促進	2021 (R3) ～2023 (R5) 年度 図書館入館者数の状況(図書館内部資料)	地域住民等の利用状況の把握することとした。 子ども福祉図書館の在り方や将来像の検討を始めた。	附属図書館	☒ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	関連基準なし

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【総務部】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
① 基準を満たしているか否か	【基準4-1】教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること 【基準4-2】学生に対する生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 2025(令和7)年5月27日開催の第1回理事会・評議員会において、2024(令和6)年度事業報告の中で以下の施設整備等の実施内容を審議し決定した。 (1)国の施設整備費により、教学A棟・研究棟の屋上防水及び外壁改修工事を実施した。 (2)また、このほか以下の施設整備に着手した。 [竹丘校舎] ・受水槽不具合機器交換 ・A101教室ブラインド、カーテン更新 ・消防設備点検不具合指摘箇所修繕 ・空調中央監視装置内HDD交換 ・厨房機器メンテナンス ・枯損樹、危険樹の伐採 ・教学A棟2階男子トイレ排水不具合修繕 ・図書館棟一厚生棟間アーチ状屋根簡易補修 ・グラウンドフェンス修繕 ・図書館棟3階男子小便器センサー修繕 ・校地内看板修繕 ・空調用自動制御機器保守点検時不具合箇所修繕 ・エレベーター扉のラッピング [文京校舎] ・車椅子昇降機更新 ・202教室及び402教室の空調機修繕 [松窓寮] ・男子寮3階厨房内換気扇修繕 ・女子寮不具合空調機交換 ・消防設備点検不具合指摘箇所修繕 [ゲストハウス] ・消防設備点検不具合指摘箇所修繕 ・理移設敷地内埋没水道配管撤去
① 優れた成果が認められた事項	特になし
② 改善を要する事項	全般的な老朽化が進んでおり校舎・建物・設備全ての改善が急務である。とりわけ 2024(令和6)年度は空調機関連機器の経年劣化による不具合と危険樹木への対応が目立った。

④特記事項	(1)豊かな自然環境と福祉教育の専門性を活かした大学として、施設・設備の充実と地域に根差した特色化を積極的に進めている。また、個々のニーズを把握しすべての利用者の視点に立ったバリアフリー・ユニバーサルデザインを全学的に推進している。 (2)竹丘キャンパスは、保健・医療・福祉の町である清瀬市に立地し武蔵野の面影が残るクヌギ、サクラ、ナラ、アカマツ等の樹木が保存され豊かな自然環境の中で、バリアフリーに対応した施設・設備を完備し社会福祉を専門的に学ぶ学習環境に適している。 (3)かつて国民病と云われた結核に罹患しこの地で長期の療養生活を送った人々には著名な文学者も存在し、苦難を乗り越え療養に励んだ姿を史跡として保存するなど土地柄を活かした福祉教育の特色化を進めている。 (4)土地・建物の特徴として国有財産のため政府予算による改修工事が計画的に行われている。 (5)東京都住宅供給公社と「公社賃貸住宅及び周辺地域の活性化に係る連携・相互協力に関する協定」を締結し、通学にアクセスの良い「久留米下里住宅」で快適な学生生活を送りながら、高齢化傾向にある団地住民の方たちとの交流により地域共生社会に根差したコミュニティの創出や地域活性化を共にめざしている。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
2025(令和 7)年3月25日に開催された第3回理事会・評議員会において、2025(令和 7)年度事業計画の中で以下の施設整備等の実施内容を審議し決定した。 ・図書館棟の外壁及び屋上防水改修工事を実施予定 ・新たに策定した「中長期修繕計画」を基に、安全面で緊急性の高い施設・設備、劣化の著しい冷暖房施設、遅れているIT関連の施設・設備、老朽化した教室設備、照明のLED化、国際交流施設や学生寮、ラーニング・コモンズなどの整備等を国に対し要望する。	

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【情報化戦略推進委員会】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準4－1】教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること 【基準4－2】学生に対する生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 2025(令和 7)年5月27日開催の第1回理事会・評議員会において、2024(和 6)年度事業報告の中で以下のICT化等の実施内容を審議し決定した。 ・公式ホームページの更新 公式ホームページのメインビジュアルをリニューアルするとともに、本学教員の研究シリーズを紹介するコンテンツ「解に挑む」の作成、福祉のリーダーとして活躍し社会に貢献している卒業生を紹介する「灯し、紡ぐ人」コンテンツ等の拡充を図り、本学の魅力をより多く発信することに努めた。 ・専門職大学院での取り組み 専門職大学院(福祉マネジメント研究科)においては、入学志願者向けにフェイスブックなどの SNS 広告、オンラインによる入試説明会や模擬授業を積極的に展開した ・教務システムの更新 既存の教務システムの劣化が激しいことから、新教務システムへの移行を目指し、学内の「情報化戦略推進委員会」の下に特別分科会を設け、これまで約2年間にわたって検討を行ってきた。今般その内容を定めた仕様書が完成したことから、それに基づき実施事業者の選定を行った。その結果、2025(令和 7)年中には具体的な新システムの制度構築を完了し、その後の試行を経て、2026(令和 8)年度からは新システムの本格稼働を行える見通しとなり、これにより、学生・教員の教育・研究上の便宜の向上と教務関連業務の効率化が図られることになった。 ・入学前教育の実施 総合型選抜及び学校推薦型選抜入試合格者に対して、入学前教育の一環として、ハイブリッド方式による社大入学前セミナーを実施した(参加者は77名)。 また、一般選抜(前期、後期)及び、共通テスト利用選抜合格者に

①基準を満たしているか否か	も、同様の内容の YouTube 動画を配信した。 ・職員体制の見直し 文京キャンパスの職員体制を見直し、ICTに精通したスタッフを配置するなど、ICT環境の向上に努めた。 ・図書館での取り組み ICT推進・図書館機能の充実を目的とする館内のレイアウト変更、情報機器の新規導入については、複数業者に本学の現地調査実施を受け、同時に他大学の導入事例のヒアリングを行った。 ICT推進の一環として、卒業論文検索システムの機能を網羅した代替システムのプロトタイプをセキュアクラウド上に構築した。また、並行して、ネットワークに接続しない検索システムも構築試行を始めた。
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	ITガバナンスの構築及び今回更新対象とならなかった機器・LAN配線の一部・Wi-Fi 環境については、次年度以降の検討課題として積み残した。
④特記事項	(1)教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されている。 (2)聴覚障害のある学生全員の音声認識ソフト搭載のタブレットPCをそろえ、授業において常時使用することが出来る。また、高精度マイク(二口)やモニターを常備し、適宜貸与している。 (3)視覚障害のある学生の教材のデータ化に必要な機器(スキャナー、Win-Reader、また弱視用の拡大機等)を常備し、適宜使用している。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
2025(令和 7)年3月25日に開催された第3回理事会・第2回評議員会において、2025(令和 7)年度事業計画の中で以下のICT化等の実施内容を審議し決定した。 ・ITガバナンスの構築 情報化の推進とともに、情報セキュリティを全学的に統治するために CIO(Chief Information Officer: 最高情報責任者)や CSIRT(Computer Security Incident Response Team: コンピューターに関するセキュリティ事故対応チーム)の設置などを含めたITガバナンスの構築を目指す。 ・Wi-Fi 環境の強化について 現行のレンタル機器から大学所有の機器に変更するよう検討中である。 その際に回線を増強し、学生・教職員が同時に多数接続しても問題の無い状況とすることも合わせて検討している。	

基準 2 - 3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

- ・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。

※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【大学共通事項】						
2021(R3).5.	COVID-19 に対応した ICT 活用時に於ける個人情報漏えいインシデントへの対応について	2021(R3)年 5 月 19 日 個人情報保護委員会（1. 個人情報漏えい問題への対応について） 本学ホームページからの情報漏えいに関する検証委員会調査検証報告書 第 4 期中期計画	情報漏えいに対する検証委員会を立ち上げ、情報漏えいをもたらした要因について検証した。ICT ガバナンスの向上のために、個人情報保護についての研修を行った（対応済）。また、中期計画に「積極的な業務の ICT 化を踏まえた大学運営全体の効率化の推進	総務課、情報戦略推進会議	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準 4 - 1 - 4

			と IT ガバナンスの構築」という項目を立て、継続的に、大学運営全体の効率化の推進と ICT ガバナンスの構築に努めることとした。 なお公式ホームページのリニューアルに伴い「学校法人日本社会事業大学公式ホームページ管理運用規程」の一部改正を行った。			
--	--	--	--	--	--	--

V 参 考 資 料

学校法人日本社会事業大学内部質保証に関する規程

令和4年5月19日

規程第3号

(目 的)

第1条 この規程は、日本社会事業大学学則第1条の2に基づき、本学における「内部質保証」（大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育、研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むこと）を実施するために必要な事項を定める。

(責任体制)

第2条 本学における内部質保証の実施を全体的に統括し、円滑に推進するため、学長を統括責任者とする。

2 統括責任者を補佐し、自己点検・評価等を適切に実施するため、別表のとおり各内部質保証の区分ごとに実施責任者を置くものとする。

(自己点検・評価検討委員会)

第3条 本学における内部質保証の実施に関する重要事項を審議するため、別に定めるところにより学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(自己点検・評価の実施方法等)

第4条 自己点検・評価の実施方法等については別途定める。

2 自己点検・評価結果については、統括責任者が一括して委員会に報告する。

(自己点検・評価結果の報告と公表)

第5条 自己点検・評価結果については、委員会で審議のうえ、委員会より理事長に報告するものとし、理事長はその報告書の内容をホームページ等を通じて公表するものとする。

(自己点検・評価結果の活用)

第6条 自己点検・評価結果については、常務理事会に報告し、中期計画の見直し、毎年度の事業計画の策定等に十分に活用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年5月19日から施行する。
- 2 学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会規程(令和4年1月18日付制定)は廃止する。

(別表)

I. 学生受入に関する内部質保証の実施責任者

区分	部局等	実施責任者
社会福祉学部入試	社会福祉学部	社会福祉学部長
社会福祉学研究科入試	社会福祉学研究科	社会福祉学研究科長
福祉マネジメント研究科入試	福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント研究科長

II. 教育課程・学修成果の内部質保証の実施責任者

区分	教育課程	実施責任者
社会福祉学部	福祉計画学科 福祉援助学科	社会福祉学部長
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学研究科長
福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント専攻	福祉マネジメント研究科長

III. 学生支援・学修環境に関する内部質保証の実施責任者

区分		部局等	実施責任者
学生支援		社会福祉学部	社会福祉学部長
		社会福祉学研究科	社会福祉学研究科長
		福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント研究科長
学修環境	施設・設備	総務部	事務局長
	ICT 環境	情報化戦略推進委員会	学長
	図書館	附属図書館	図書館長

学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会細則

令和4年5月19日

細則第1号

(設置の目的)

第1条 学校法人日本社会事業大学内部質保証に関する規程(以下「規程」という。)第3条に基づき、内部質保証に関する重要事項を審議するため、学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 社会福祉学研究科長
- (4) 福祉マネジメント(専門職大学院)研究科長
- (5) 社会事業研究所長
- (6) 附属図書館長
- (7) 事務局長
- (8) 学長が指名する本学教員3名程度

(任期)

第3条 前条第8号に掲げる委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は第2条第1号の委員(学長)とする。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 内部質保証の基本方針の策定に関すること
- (2) 内部質保証の推進のための組織体制に関すること
- (3) 自己点検・評価の基本方針の策定に関すること

- (4) 自己点検・評価の実施に関する事
 - (5) 自己点検・評価結果のとりまとめに関する事
 - (6) 自己点検・評価結果に基づく改善指示に関する事
 - (7) 自己点検・評価結果の公表に関する事
 - (8) 自己点検・評価報告書の作成に関する事
 - (9) その他学長が必要と認める事項
- (意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学長室において処理する。ただし、自己点検・評価の実施にかかるものについては、規程別表の区分等に応じて、当該部局が分担して行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この細則は、令和4年5月19日から施行する。

学校法人日本社会事業大学自己点検・評価実施要領

令和4年5月 19 日

制定

この要領は、学校法人日本社会事業大学内部質保証に関する規程第4条第1項に基づき、学生受入、教育課程・学修成果、学生支援・学修環境に関する実施責任者及び担当各部局の自己点検・評価の実施方法等について定めるものである。

I. 学生受入に関する自己点検・評価

入学者受入れの実施状況について継続的な改善・向上を行うため、関係部局等において実施責任者のもと自己点検・評価を実施する。また、実施した自己点検・評価は学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会（以下「自己点検・評価検討委員会」という。）へ報告し、学内で情報共有を行い、同委員会の改善指示等により改善・向上のための活動を行う。

(1) 学生受入に関する内部質保証の実施責任者

学生受入に関する内部質保証の実施責任者は以下のとおりとする。

区分	部局等	実施責任者
社会福祉学部入試	社会福祉学部	社会福祉学部長
社会福祉学研究科入試	社会福祉学研究科	社会福祉学研究科長
福祉マネジメント研究科入試	福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント研究科長

(2) 自己点検・評価方法

前項で定める部局等ごとに、以下の表のとおり、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が作成する大学機関別認証評価自己評価実施要項（自己点検・評価を実施する当該年度において最新年月の改訂版とする。以下「実施要項」という。）において定める「領域5学生受入に関する基準」の分析項目のうち、5-1-1 から 5-3-1 について分析を行い、実施要項において定める基準のうち 5-1 から 5-3 について、大学機関別認証評価自己評価書（以下「自己評価書」という。）により自己評価を実施する。なお、分析にあたっては、実施要項の分析項目に記載されている分析の手順を参照し、分析項目に係る根拠資料・データを整理する。

部局等	基準	分析項目
社会福祉学部	5-1	5-1-1
社会福祉学研究科	5-2	5-2-1、5-2-2
福祉マネジメント研究科	5-3	5-3-1

(3) 自己点検・評価の実施主体

自己点検・評価の実施にあたっては、各部局の以下の委員会等が実施する。

区分	部局等	委員会等
社会福祉学部入試	社会福祉学部	入試委員会
社会福祉学研究科入試	社会福祉学研究科	入試管理委員会
福祉マネジメント研究科入試	福祉マネジメント研究科	入試管理委員会

(4) 学生及び学外有識者からの意見聴取

以下で定める意見聴取結果を自己点検・評価に活用する。

① 学生受入に関する調査

(1) 聴取対象	学生
(2) 実施時期(頻度)	年1回程度
(3) 実施部局	学部入試委員会 社会福祉学研究科入試管理委員会 福祉マネジメント研究科入試管理委員会

② 委員会等における学外有識者の意見(ただし、外部委員が構成員にいない組織についてはこの限りではない。)

(5) 自己点検・評価の結果確認された事項への対応措置

自己点検・評価の結果確認された事項の対応措置は、(3)で定める委員会等において改善・向上計画を検討・策定・実施し、機構が作成する実施要項において定める「領域2 内部質保証に関する基準」の自己評価書別紙様式2-3-1(以下「別紙様式2-3-1」という。)によりその進捗状況を取りまとめ、情報共有のため自己点検・評価検討委員会への報告を行う。

(6) 自己点検・評価書及び対応措置の進捗状況報告並びに改善・向上活動

各部局等は、自己点検・評価検討委員会へ自己評価書及び別紙様式2-3-1を報告することとする。なお、報告時期は、原則以下の表のとおりとする。

報告時期		報告書類
第一期	令和4年4月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第二期	令和5年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第三期	令和6年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第四期	令和7年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第五期	令和8年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第六期	令和9年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第七期	令和10年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
※ 以降第一期からの繰り返し		

報告後、自己点検・評価検討委員会から改善指示等があった場合は、前項で定める対応措置と同様に取り扱い、改善・向上を行う。

II. 教育課程・学修成果に関する自己点検・評価

本学の学生は、学部・研究科等の三つのポリシーに基づいて展開される体系的な教育課程のもとで学修することから、実施責任者は学修の基本単位となる教育課程について自己点検・評価を実施するとともに、学修成果の自己点検・評価を実施する。実施した自己点検・評価は、各学部・研究科等の組織単位でとりまとめ、自己点検・評価検討委員会へ報告し学内で情報共有を行い、同委員会の改善指示等により改善・向上活動を行う。

(1) 教育課程・学修成果の内部質保証の実施責任者

教育課程・学修成果に関する自己点検・評価及び改善・向上活動の内部質保証の実施責任者は、つぎの表に示す当該自己点検・評価のとりまとめを行う各学部・研究科等の長とする。

区分	教育課程	実施責任者
社会福祉学部	福祉計画学科	社会福祉学部長
	福祉援助学科	
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学研究科長
福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント専攻	福祉マネジメント研究科長

(2) 自己点検・評価方法

自己点検・評価方法は、以下のとおりとする。

- ① 前項で定める教育課程ごとに、機構が作成する実施要項において定める「領域6 教育課程と学修成果に関する基準」の分析項目(6-1-1から6-8-5)について分析を行い、その分析の結果を各学部・研究科等の組織単位でとりまとめ、実施要項において定める基準(6-1から6-8)について、自己評価書により評価基準を満たすかどうかの

自己評価を実施する。なお、分析にあたっては、実施要項の分析項目に記載されている分析の手順を参照し、分析項目に係る根拠資料・データを整理する。

② 前項で定める教育課程ごとに、以下の事項について自己点検・評価を実施する。

ア ディプロマポリシーが本学の目的に則して定められていること

イ カリキュラムポリシーが本学の目的及びディプロマポリシーと整合性をもつて定められていること

ウ 学修成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること

(3) 自己点検・評価の実施主体

自己点検・評価の実施にあたっては、以下の委員会等が中心となって実施する。

部局等	委員会等
社会福祉学部	教務委員会
社会福祉学研究科	運営委員会
福祉マネジメント研究科	運営委員会

(4) 本学関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者)及び学外有識者からの意見聴取

以下で定める本学の関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者)及び学外有識者からの意見聴取結果を自己点検・評価に活用する。

① 授業評価調査

(1)聴取対象	学生
(2)実施時期(頻度)	各学期末まで、通年の場合は年度末までに実施
(3)実施部局	学部教務委員会 社会福祉学研究科運営委員会 福祉マネジメント研究科運営委員会

② 卒業(修了)時の達成度調査

(1)聴取対象	卒業(修了)時の学生
(2)実施時期(頻度)	毎年卒業(修了)時
(3)実施部局	学部教務委員会 社会福祉学研究科運営委員会 福祉マネジメント研究科運営委員会

③ 卒業生(修了生)の教育成果調査

(1)聴取対象	卒業(修了)生、卒業(修了)生の主な雇用主
(2)実施時期(頻度)	3～4年に1回
(3)実施部局	学部教務委員会 社会福祉学研究科運営委員会 福祉マネジメント研究科運営委員会

④ 委員会等における学外有識者の意見(ただし、外部委員が構成員にいない組織についてはこの限りではない。)

(5) 自己点検・評価の結果確認された事項への対応措置

自己点検・評価の結果確認された事項の対応措置は、(3)で定める委員会等において改善・向上計画を検討・策定・実施し、機構が作成する実施要項において定める「領域2 内部質保証に関する基準」の別紙様式2-3-1によりその進捗状況を取りまとめ、情報共有のため自己点検・評価検討委員会への報告を行う。

(6) 自己点検・評価書及び対応措置の進捗状況報告並びに改善・向上活動

各部局等は、自己点検・評価検討委員会へ自己評価書及び別紙様式2-3-1を報告することとする。なお、報告時期は、原則以下の表のとおりとする。

報告時期		報告書類
第一期	令和4年4月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第二期	令和5年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第三期	令和6年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第四期	令和7年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第五期	令和8年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第六期	令和9年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第七期	令和10年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
※ 以降第一期からの繰り返し		

報告後、自己点検・評価検討委員会から改善指示等があった場合は、前項で定める対応措置と同様に取り扱い、改善・向上を行う。

Ⅲ. 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

本学学生の学修相談や助言、生活支援、進学・就職支援などの学生支援や、学修を行う施設・設備、ICT 環境、学術図書、文献調査等の学修環境の状況について継続的な改善・向

上を行うため、関係部局等において実施責任者が自己点検・評価を実施する。また、実施した自己点検・評価は、自己点検・評価検討委員会へ報告し学内で情報共有を行い、同委員会の改善指示等により改善・向上活動を行う。

(1) 学生支援・学修環境に関する内部質保証の実施責任者

学生支援・学修環境に関する内部質保証の責任者は以下のとおりとする。

区分		部局等	実施責任者
学生支援		社会福祉学部	社会福祉学部長
		社会福祉学研究科	社会福祉学研究科長
		福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント研究科長
学修環境	施設・設備	総務部	事務局長
	ICT 環境	情報化戦略推進委員会	学長
	図書館	附属図書館	図書館長

(2) 自己点検・評価方法

前項で定める部局等ごとに、以下の表のとおり、機構が作成する実施要項において定める「領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準」の分析項目のうち、4-1-1から4-2-5について分析を行い、実施要項において定める基準のうち4-1、4-2について、自己評価書により評価基準を満たすかどうかにより自己評価を実施する。なお、分析にあたっては、実施要項の分析項目に記載されている分析の手順を参照し、分析項目に係る根拠資料・データを整理する。

部局等	基準	分析項目
社会福祉学部	4-2	4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-2-4、4-2-5、4-1-6
社会福祉学研究科	4-2	4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-2-4、4-2-5、4-1-6
福祉マネジメント研究科	4-2	4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-2-4、4-2-5、4-1-6
総務部	4-1	4-1-1、4-1-2、4-1-3
情報化戦略推進委員会	4-1	4-1-4
附属図書館	4-1	4-1-5、4-1-6

(3) 自己点検・評価の実施主体

自己点検・評価の実施にあたっては、以下の委員会等が中心となって実施する。

区分		部局等	委員会等
学生支援		社会福祉学部	学生委員会
		社会福祉学研究科	学生委員会
		福祉マネジメント研究科	学生委員会
学修環境	施設・設備	総務部	同左
	ICT 環境	情報化戦略推進委員会	同左
	図書館	附属図書館	図書館運営委員会

(4) 学生及び学外有識者からの意見聴取

以下で定める意見聴取結果を自己点検・評価に活用する。

① 学修環境、学生支援に関する調査

(1) 聴取対象	学生	
(2) 実施時期(頻度)	年1回程度	
(3) 実施部局	学生支援	学部学生委員会
	施設・設備	社会福祉学研究科学生委員会
	ICT 環境	福祉マネジメント研究科学生委員会
	図書館	(学生支援に関する調査内で実施)

② 委員会等における学外有識者の意見(ただし、外部委員が構成員にいない組織についてはこの限りではない。)

(5) 自己点検・評価の結果確認された事項への対応措置

自己点検・評価の結果確認された事項の対応措置は、(3)で定める委員会等において改善・向上計画を検討・策定・実施し、機構が作成する実施要項において定める別紙様式2-3-1によりその進捗状況を取りまとめ、情報共有のため、次項で定める自己点検・評価検討委員会への報告を行う。

(6) 自己点検・評価書及び対応措置の進捗状況報告並びに改善・向上活動

各部局等は、自己点検・評価検討委員会へ自己評価書及び別紙様式2-3-1 を報告することとする。報告時期は、原則以下の表のとおりとする。

報告時期		報告書類
第一期	令和４年４月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
第二期	令和５年１０月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
第三期	令和６年１０月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
第四期	令和７年１０月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
第五期	令和８年１０月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
第六期	令和９年１０月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
第七期	令和１０年１０月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
※ 以降第一期からの繰り返し		

報告後、自己点検・評価検討委員会から改善指示等があった場合は、前項で定める対応措置と同様に取り扱い、改善・向上を行う。

附 則

- 1 この実施要領は、令和４年５月１９日から適用する。
- 2 学校法人日本社会事業大学自己点検・評価実施要領(令和４年２月７日付制定)は廃止する。
- 3 この改正実施要領は、令和５年４月１０日から施行する。
- 4 この改正実施要領は、令和６年４月８日から施行する。

学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会名簿
(2025(令和7)年4月1日)

横 山 彰	学長
村 田 文 世	社会福祉学部長
森 千 佐 子	社会福祉学研究科長
鶴 岡 浩 樹	福祉マネジメント研究科長
木 村 容 子	社会事業研究所長/図書館長
山 岸 仁	事務局長
菱 沼 幹 男	教育研究調整主幹(教務担当)
有 村 大 士	教育研究調整主幹(学生支援担当)
永 嶋 昌 樹	教育研究調整主幹(入試担当)

学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会開催日

第1回	4 月 7日
第2回	7 月 7日
第3回	9 月 1日
第4回	10月 6日